

企業経営に資する知的財産契約

大学発ベンチャーにおける知的財産戦略

—大学発ベンチャーにおいても持続的発展が大切であることを考慮して—



青山学院大学法学部特別招聘教授
石田 正泰

目次

はじめに

I 大学発ベンチャーの知的財産経営

1. 大学発ベンチャーの経営課題
2. 知的財産経営の基本
3. 知的財産の機能
4. 知的財産経営の具体化
5. 知的財産戦略策定のプロセス

II 大学発ベンチャーの知的財産戦略

1. 自己実施戦略
2. 特許等知的財産はよい技術・商品の基本的要素
3. 技術開発成果の特許権取得
4. 知的財産活用のお考え方
5. 知的財産活用 of 具体策
6. 知的財産戦略

III 大学発ベンチャーの知的財産契約の戦略

1. 知的財産契約の戦略
2. 知的財産契約戦略の判断基準
3. 基本、応用、戦略
4. ライセン契約における戦略
5. 研究開発委託契約における戦略

まとめ

はじめに

日本経済を取り巻く環境は、依然厳しい状況にあり、将来に対する閉塞感を払拭できない中、我が国の国際的な競争力を高め、経済・社会全体を活性化することが求められている。そのためには、我が国を、科学技術や文化などの幅広い分野において豊かな創造性にあふれ、その成果が産業の発展と国民生活の向上へつながっていく、世界有数の経済・社会システムを有する「知的財産立国」とすることが必須である。その目標に向けた諸改革を直ちに実行するため、「知的財産立国」実現に向けた政府の基本的な構想である知的財産戦略大綱が策定され平成14年7月3日に公表された。

昨今の企業経営は、バブル崩壊、ボーダレス経済等により構造的変化に直面し、厳しい状況がつづいている。このような中で、各企業は、経営戦略の再構築を迫られている。このような経営環境の中において、競争優位を構築するための経営戦略は、従来の理念、ファクターだけでは不十分かつ、社会から認知されることは難しい。

企業(会社)とは何かについて、持続的発展企業であるべきだという前提理念に基づいた場合、高い企業理念が必要不可欠となる。高い企業理念の基における経営戦略の有力な視座として、知的財産権を核に据えた競争優位戦略がある。

知的財産権制度は、経済発展政策として、創作に対し政策的に独占排他権を認知し、創作者に経済的インセンティブを与えるものである。これからの企業経営においては、知的財産権保護制度に沿って、取得、保有する知的財産権を、適正に評価し、適法かつ、公正に企業戦略に取り入れていく必要がある。

I 大学発ベンチャーの知的財産経営

1. 大学発ベンチャーの経営課題

大学発ベンチャーの企業経営理念は、持続的発展を達成することにある。

トップ・マネジメントは、革新的なビジョンを打ち出し、積極的な経営戦略展開のための方針を挙げ、それを組織に理解させ、浸透させる必要がある。大学発ベンチャーが積極的に経営戦略を展開するためには、次のような課題がある。

① ビジョン・理念の策定

商品やサービスは、次世代の新商品や、サービス・市場の出現によって簡単に陳腐化し寿命が尽きる宿命にある。企業経営において経営者は、常に将来ビジョン・理念を策定し、それを表明し、持続的な存続・発展を可能にすることが責任である。トップ・マネジメントによる将来ビジョンの明示は、経営戦略の構成要素の具体化策として最も基本的で他の構成要素の前提となる。

その場合、事業領域（ドメイン）の確定が重要であり、企業が経営的制度、社会的制度である中において、その事業領域における積極的事業活動により持続的発展を達成することが、利害関係者・ステークホルダー（Stakeholder）に対する社会的責任である。

② 開発力の形成・発展

ビジョン・理念は、抽象的表明であっては無意味・無価値である。商品・サービスおよび市場の開発力を具体的に可能にする内容において形成・発展させることが必要不可欠である。

大学発ベンチャーに求められる具体的課題は「技術力」である。「技術力」の意義についてはいろいろの考え方があるが、産業技術力強化法の「産業技術力」、「技術経営力」の定義が参考になる。すなわち、「産業技術力」とは、産業活動において利用される技術に関する研究及び開発を

行う能力並びにその成果の企業化を行う能力であり、「技術経営力」とは、技術に関する研究及び開発の成果を経営において他の経営資源と組み合わせて有効に活用するとともに、将来の事業内容を展望して研究及び開発を計画的に展開する能力である。

大学発ベンチャーの起業課題としての技術力については、産業技術力強化法の「産業技術力」、「技術経営力」の定義を参考にして「産業活動において利用される技術に関する研究及び開発を行う能力並びにその研究開発の成果である知的財産の機能を利用して企業化を行い、他の経営資源と組み合わせて有効に活用するとともに、将来の事業内容を展望して研究及び開発を計画的に展開する能力」であり、具体的要素は、開発力、ビジネスモデル、企業化対応である。

企業経営においては、過去の延長線上での戦略ではなく、積極的に新商品、新サービス、新市場の開発に努め、イノベーションを図ることにより競争優位の確立、競争相手との差別化を図る必要がある。その場合の前提問題として、人材の育成確保、経営戦略の実効性を担保とする組織づくり等が前提となる。

開発力のない企業は、競争優位の確立が不可能であると同時に、戦略的提携においてパートナーからの信頼を得ることができない結果となる。開発力の発揮においては、コア競争力（Core Competence）の確立が重要な意味をもつ。コア競争力とは、企業が保有し、獲得しようとしているさまざまな資源がいかに関わり合わされ、効果的な戦略を実現しうるかという能力を意味し、その能力には、有形資産だけではなく組織力や情報といったさまざまな無形の資産が含まれることになる。

昨今における経済の情報化、ソフト化、サービス化の進展は、いわゆるナレッジマネジメント（Knowledge Management）、知的財産権重視経営（Pro-Patent, Pro-Intellectual Property）を促している。

③ リーガルリスク・マネジメント

最近では、知的財産権の保護対象が拡大、多様化している。しかも、多くの人・企業が知的財産に関する権利者となり、利用者となる時代である。

昨今の知的財産関係実務については、「権利を取る」より「権利を使う」ことに重点が移っている。しかも、技術開発には多額の投資が必要となり、その投資額を回収するためには、他社が自社の知的財産権を侵害している場合、厳しく対応する傾向が強くなっている。従って、いわゆる、知的財産リスクマネジメントの重要性が顕著となっている。リーガルリスク・マネジメントは、法的危機管理のことで、将来、生起することが予想される法的問題を予防法務（Preventive Law）としての企業法務の面からそれを予知し、把握分析し、評価し、危機管理の対策を検討し、防衛を図る企業活動を行うことである。

知的財産経営は、企業経営の枠組みの中において、その重要な要素として位置づけられる。すなわち、知的財産を重視した企業経営において、知的財産を戦略的に、総合的に、日常的に練り込んで対応する経営施策であるといえる。

2. 知的財産経営の基本

知的財産経営においては、戦略的活用が可能な知的財産、戦略的知的財産人材、知的財産戦略の三位一体経営が必要不可欠である。そして、知的財産を戦略的に位置づけて、企業経営目的を達成することが目的である。

知的財産経営は、知的財産を法的保護制度に沿って戦略的に活用することによって、知的財産がイノベーションを下支えする機能、競争優位機能等を発揮することを考慮して、知的財産を企業経営戦略に位置づける経営施策である。